

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第 8 条第 4 項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和 5 年 6 月 13 日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：ベスト電器鳥栖店・ゲオ鳥栖店
所在地：佐賀県鳥栖市宿町字原田 962 番地 7 外

- 2 届出の内容
（ア）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
・駐車場の位置及び収容台数

（イ）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
・駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 3 意見の概要
意見なし